

世田谷区告示第255号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）第3条第3項に規定する利用者登録料、同条例第4条第4項に規定する利用者登録更新料及び同条例第11条第1項に規定するキャンセル料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社ペイメントフォー

(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア

2 委託した歳入等

利用者登録料、利用者登録更新料及びキャンセル料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで